

第10回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年6月21日
 告示番号 第6号
 会議年月日 令和元年6月25日
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 金 野 隆
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第10回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後2時8分

議	長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第10回一関市農業委員会総会を開会します。 なお、17番 芳賀 武郎 委員より欠席の旨の届け出がありました。
議	長	それでは、行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますのでご了承願います。
議	長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
議	長	(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 齋藤 憲子 委員、21番 畠山 潔 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。
議	長	議案審議に入ります。 「報告第21号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局	長	1ページをお開き願います。 報告第21号、専決処分の報告についてご説明します。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年6月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から3ページの第7号までの7件、7名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第21号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第21号の質疑を終わります。

次に、「報告第22号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

4ページをお開き願います。

報告第22号 農地現状変更届出の報告について、その内容を説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から5ページの第8号までの8件、14筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する

農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分6件及び農業用施設の整備分2件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「報告第22号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、報告第22号の質疑を終わります。

議 長 次に、「議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 6ページをご覧ください。

議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており、労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲受人が隣接する農地を経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件でございます。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており、管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

7ページをご覧ください。

最後に千厩地域に係る申請3件でございます。

第4号については、譲受人が隣接する農地を経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号及び第6号については、同一人物が譲受人、あるいは借受人として農地を取得、借受けして、新たに農業を始めようとする

るものです。

譲受人については、農業経験はありませんが、退職を機に新規に農業を始めるとのことであり、ピーマンやかぼちゃの作付けを中心とした営農計画書を提出しております。

また、譲渡人は元の同僚であり、農地を譲ると共に農業の指導も行うこととしております。

第5号の売買価格は備考欄に記載のとおりであり、第6号の使用貸借期間は、令和5年6月30日までの4年間となっております。

以上6件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第71号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

8番
松岡 千賀子 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和元年6月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 松岡です。

農地利用最適化推進委員 阿部、遠藤委員、事務局職員 阿部主任主事、千葉主任です。

報告内容、第1号から第2号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長

ありがとうございました。

16番
小山 悦郎 委員

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第3条現地調査報告書、大東地域。

現地調査日、令和元年6月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 私、小山、推進委員の小野寺 進 委員、小野寺 照夫 委員、事務局職員として阿部主任主事、支所職員 熊谷産業経済課主査。

報告内容、第3号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長 12番 佐藤 繁 委員	議 長 2番 渋谷 皓 委員 局 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 局長補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>千厩地域の農地法第3条現地調査報告をします。</p> <p>現地調査日、令和元年6月11日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、事務局職員 阿部主任主事、支所職員 畠山産業経済課農林係長。</p> <p>報告内容、第4号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われれます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>5番、6番は新規就農ですが、畑ではどのような作物を作って経営するのか教えていただきたいと思います。</p> <p>営農計画書では作付け予定作物はピーマン、かぼちゃとなっております。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p> <p>なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p> <p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第71号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、8ページをお開き願います。</p> <p>議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提</p>
-----------------------	--	---

出があったので、可否について意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は10件で、内訳は一関地域が8件、大東地域が1件、千厩地域が1件であります。

まず第1号は、申請人が自己住宅を建築したいため、転用申請するものでございます。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断いたしました。集落に接続して建築するものであることから転用に問題ないものと考えます。

第2号は、申請人が自己住宅を建築したいため転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第3号は、譲受人である法人が11区画宅地分譲を行いたいため、転用申請するものであります。

農地区分は、都市計画区域内の第2種住居地域に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

9ページをお開き願います。

第4号は、自己住宅を建築したいため転用申請するものであります。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

第5号は、申請人が工場兼倉庫、これは金属プレスと製品保管庫になってございますが、これを建築したいため転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が自分の宅地にアパート建築することに伴って、このアパート住人が通行できる通路を整備したため転用申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域にあることから第3種農地と判断いたしました。

次に、10ページをご覧ください。

第7号及び8号ですが、現場事務所等の設置及び工事関係車両駐車場として利用するため、1年間の一時転用を申請するものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域にあることから第3種農地と判断いたしました。

第9号は、申請人が自社の建築資材置場等として転用申請する

議 長

8 番
松岡 千賀子 委員

ものでございます。

農地区分は、農振農用地外の第2種農地と判断いたしました。

11ページをご覧ください。

第10号は、申請人が自己住宅を建築したいために転用申請するものであります。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当しておらず、いわゆる転用の許可基準であります「一般基準」及び「立地基準」を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第72号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日等は3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地、北側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第2号、申請地は、JR山ノ目駅から東に約4.2kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が山林、南側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、汚水は汲み取り、生活排水は既設側溝へ放流することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請地は、一関市役所から東に約940mの位置にあり、周囲は東側が市道・墓地・農地、西側が農地、南側が農地及び宅地、北側が市道となっている。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を

予定していることから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請地は、一関インターチェンジから東に約570mの位置にあり、周囲は東側が用悪水路、西・北側が農地、南側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約4.9kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が原野、北側が道となっている。

申請人が工場兼倉庫の建築及び大型トラックの駐車スペースを整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第6号、申請地は、一関市役所から南西に約2.4kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地、北側が農地及び道となっている。

申請人が経営しているアパート住民のための通路として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第7、8号、申請地は、JR山ノ目駅から南東に約1.6kmの位置にあり、周囲は中里字神明129-1、129-2は東側が水路、西側が市道予定地（令和元年5月転用許可済み）、南側が市道、北側が農地となっており、中里字雲南88-1は東側が農地、西・南・北側が市道となっている。

申請人が隣接する宅地造成工事に伴う現場事務所及び工事関係車両駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第5条現地調査報告書、現地調査日、現地調査員は農地法3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、JR摺沢駅から北西に約3.5kmの位置にあ

議 長

16番
小山 悦郎 委員

		り、周囲は東側が県道、西・北側が山林、南側が原野となっている。
		申請人が自社の用に供する資材置場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。
議	長	以上です。
12番		ありがとうございます。
佐藤 繁 委員		次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。 現地調査日、現地調査員については、3条と同じですので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		申請地は、千厩支所から北に約4kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が市道、南側が雑種地となっている。
		申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。
議	長	以上です。 ありがとうございます。
		以上で現地調査の結果の報告を終わります。 審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第72号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第73号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐		それでは、12ページをお開き願います。 議案第73号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので意見を求める。

併せて、議案番号2について承認を受けた後、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請書の提出があった場合は許可相当とすることについて、意見を求めるものであります。

本議案に係る申請は、一関地域の2件でございます。

まず第1号は、平成30年10月12日付で農地法5条申請許可を受けていたものであり、公共工事の現場事務所として一時転用許可となっていました。発注者側、これは岩手県でございますが、の工事契約期間の変更契約に伴って期間の延長をするものでございます。

次の第2号ですが、平成18年12月1日付で農地法5条申請許可を受けていたものであります。転用事業者でございますが、自らの家庭の事情から当初の計画を断念せざるを得ない状況になったことにより、新たな事業承継者に農地を売買することとしたために計画の変更が生じるので申請をしたものでございます。

なお、この2件の申請事務手続きにつきましては、「岩手県で定めている農地法事務処理要領」に基づき議案を提出していることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第73号」の説明を終わります。

審議願います。

質問ございませんか。

18番
佐藤 多賀幸 委員

質問でございますが、第2号の所有者を確認したいということ、以前にも同様の事業変更の案件がありましたが、今回の場合、既に12年経っていますが、その間に農業委員会とやりとりがあったのか、お聞きします。

局長補佐

まず、最初の質問でございますけれども、所有者は記載のとおりとなっております。第2号の所有者は別な方から5条申請で取得されました。

それから2点目、「この間、農業委員会とやり取りはあったかという点」ですけれども、それはございません。

以上です。

議 長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議	長	なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第73号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第73号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第74号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、「議案第75号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、以上2件は関連しておりますので一括上程いたします。
局長補佐		局長補佐より説明いたさせます。 それでは、13ページと14ページをご覧ください。 議案第74号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案第75号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての2議案内容について、一括してご説明いたします。 議案第74号及び第75号についてですが、この2議案は藤沢地域に係る申請となります。 借受人が営農型太陽光発電設備を設置したいために、営農を行う地上部分は3条許可申請による区分地上権設定の申請が提出され、また、太陽光発電設備の支柱を設置する農地部分は5条許可申請による使用貸借権設定の申請が提出されたものです。 今回、営農は貸付人が行い、売電は借受人が行うこととなっております。 農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地であることから、3年以内の一時転用ではありますが、以後は作物の栽培等の状況を見ながら更新の検討をするものであります。 土地の選定理由ですが、周囲に日光を遮るものがなく、また、造成の必要のない平らな土地であり、送電設備、これは電柱でございしますが、までの距離が短く、周辺農地への影響がないことから選定した用地です。 また、作物ですが、万次郎かぼちゃを選定しており、比較的日

光を必要としない作物で、太陽光発電設備のパネル下部においても生育できる採光が確保できると見込まれ、標高の高い場所に適した作物であり、生命力が強く、かぼちゃ栽培に大きな影響はないと株式会社ファーマーズれいほくから意見書が提出されております。

なお、株式会社ファーマーズれいほくでは、高知県北部の標高1,000mの場所で、今回の申請と同様に営農型太陽光発電設備パネルの下で万次郎かぼちゃを栽培している会社であります。

お手元の資料をご覧になっていただきたいと思っております。

また、効率的な農作業を行うため、耕運機や刈払機での農作業に支障がないように支柱高や間口を確保してまいります。

なお、営農型発電設備の下部の農地の空中に「区分地上権」等の設定のための農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はありませんが、農地法関係事務に係る処理基準に示されているとおり、「権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可する」と規定されていることから、5条許可申請が許可されれば、県の転用許可がおりた同日付で3条申請の許可を行うこととなるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第74号、議案第75号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、藤沢地域の担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。

10番
佐藤 和威治 委員

それでは、営農型発電設備の設置に係る現地調査報告を行います。

現地調査日でございますけれども、令和元年6月11日、午前9時半より行ったものでございます。

現地調査員といたしまして、農業委員 佐々木 栄一 委員、それから当員、農地利用最適化推進委員 佐藤 泰雄 でございます。

それから事務局職員 金野課長補佐、支所職員といたしまして鈴木産業経済課農林係長、佐藤産業経済課主事でございます。

農地転用等現地調査確認を行った結果でございますけれども、申請地は、藤沢支所から北に約3.3kmの位置にあり、周囲は東側

が農地、西側が農地及び原野、南側が農地、北側が農地及び宅地となっている場所でございます。

申請人が営農型太陽光発電設備を設置しようとするものでありまして、排水は雨水のみであることから、周辺農地への影響はないものと思われま。

また、下部に作付けする作物への日照は、先ほど説明がありましたように、設計上一定量が確保されるため、生育に支障は生じないと思われるものです。

以上、その旨を報告いたしますのでございます。

議 長

ありがとうございました。

説明を終わります。

審議願います。

8 番
松岡 千賀子 委員

言葉自体初めて聞いたのですが、営農型発電設備とは今のご説明ですと、畑の上にソーラーパネルがあって、その下で作物を作るといふことよろしいですか。

局長補佐

ご質問についてお答えします。

今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。

通常ソーラーパネルは低い位置に設置され、作物ができない形になりますが、一定の高さに設置することで、その下を活用できるということでございます。

8 番
松岡 千賀子 委員
局長補佐

続いて、一関市では、営農型発電設備は、今回の藤沢地域以外でも行っているところはあるのでしょうか。

今のご質問についてお答えします。

直近の申請は30年5月の農業委員会の総会にかけている藤沢地域の案件でございます。29年にも藤沢地域で申請がございました。

その他、大東地域にも1件ございます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

初めに、「議案第74号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第74号」は、「議案第75号」の県の転用許可が出された同日付で許可を行うこととします。</p>
議	長	<p>次に、「議案第75号 営農型発電設備の設置に伴う農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第75号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第76号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>それでは、15ページをお開き願います。</p> <p>議案第76号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものであります。</p> <p>17ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請ですが、利用権貸借が11件、所有権移転が1件であります。</p> <p>初めに利用権貸借についてですが、第1号、17ページの1件は、一関地域に係る申請でございます。</p> <p>第2号から20ページの第8号までの7件は、花泉地域に係る申請であります。</p> <p>同じページ内、第9号の1件は、東山地域に係る申請であります。</p> <p>次の21ページ、第10号の1件は、室根地域に係る申請であります。</p> <p>同じページ内、第11号の1件は、藤沢地域に係る申請であります。</p> <p>次に所有権移転であります。22ページをご覧ください。</p> <p>第1号は、花泉地域に係る申請であります。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載のとおりでございますのでご覧願います。</p> <p>また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3</p>

		項に規定した要件において「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。
		以上で説明を終わらせていただきます。
議	長	以上で「議案第76号」の説明を終わります。 審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第76号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第76号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第77号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐		それでは、23ページをお開き願います。 議案第77号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものであります。
		本議案に係る申請は、一関地域1件、大東地域3件、千厩地域1件、川崎地域1件、藤沢地域2件であります。
		申請の内容は、記載されているとおりでございますのでご覧願います。
		いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復元することが困難となっていることから農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第77号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から報告をお願いいたします。 まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

8番
松岡千賀子 委員

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日等は第5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関インターチェンジから西に約4.9kmの位置にあり、周囲は東側が現況宅地、西側が宅地・山林及び農地、南側が宅地、北側が市道となっています。

昭和58年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

16番
小山悦郎 委員

大東地域、農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員は5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、大東支所から北に1.2kmの大原字山吹地内に位置し、周囲は、23番地は東・南・北側が山林、西側が市道となっており、23番地以外の5筆は東側が市道、西側が農地、南側が山林及び農地、北側が山林となっている。

昭和60年頃から耕作管理ができず原野化及び山林化しており、既に農地性は失われています。

第3号は、申請地は、大東支所から北西に5.4kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地、北側が山林となっている。

昭和52年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われています。

第4号、申請地は、JR摺沢駅から北に5.8kmの猿沢字倉林地内に位置し、周囲は、97番地2は東側が農地、西・北側が山林、南側が農地及び原野となっており、97番地4は東西南北とも山林となっている。

平成5年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われています。

以上です。

議 長

12番

佐藤 繁 委員

ご苦労さまでした。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告いたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、JR千厩駅から南東に約3.1kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が墓地、南側が農地、北側が境内地となっている。

平成元年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われているところです。

議 長

15番

遠藤 勝幸 委員

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

川崎地域、農地法適用外現地調査報告いたします。

現地調査日は令和元年6月11日、午前9時より、農業委員 私と農地利用最適化推進委員 高橋委員、小野寺委員、支所職員として菅原産業経済課課長補佐です。

報告内容は、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告します。

申請地は、川崎支所から東に約2.3kmの位置にあり、周囲は東側が現況山林、西・北側が山林、南側が農地となっております。

平成2年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われておりました。

以上です。

議 長

10番

佐藤 和威治 委員

ご苦労さまでした。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査報告書でございます。

調査日、調査員については先ほどと同様でございますので割愛させていただきます。

まず、第7号でございますけれども、申請地は、藤沢支所から南東に約10.7kmの位置にあり、周囲は東・西側が用悪水路、南側が山林、北側が県道となっているところでございます。

平成8年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われていると見たものでございます。

第8号でございますけれども、申請地は、藤沢支所から南西に

約7.8kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西側が雑種地、南側が宅地、北側が公衆用道路となっているところでございます。

平成5年頃から駐車場として利用しており、既に農地性は失われているというふうに確認をしたものでございます。

以上、報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

24番
千田 幹雄 委員

語句、字句の確認ですけれども、理由の中に「していた」と「している」という表現がありますけれども、過去と現状ということでそれぞれ意味があるのでしょうか。

局長補佐

字句の表現の使い分けについて、事務局としての考え方でございますが、例えば1番の58年頃から駐車場として利用していたというのは、当時から現在までの状況で使用し、山林化しているところについては今現在の状況が、既に山林化の様相を呈しているということから、字句の使い分けをしているところでございます。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第77号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第77号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第78号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

26ページをご覧願います。

「議案第78号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」をご説明いたします。

これは、農業委員会の事務について、その運営の透明性を確保

するため、特に農地等の利用の最適化の推進状況やその他農業委員会における事務の実施状況について、情報の公表が義務付けられていることから、報告のとおり決定することについて議決を求めるものでございます。

27ページをご覧ください。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容についてであります。Ⅰ、農業委員会の状況は、農業の概要、農業委員会の現在の体制ということでありますので、ここはお目通しいただきたいと思っております。

28ページをご覧ください。

Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化の状況であります。平成30年度の目標及び実績について、平成30年度は9,090haの集積目標を掲げたところでしたが、集積実績は9,662haで、新規の集積実績は662ha、達成状況は106.29%と目標を上回りました。

地域農業マスタープラン作成による農地中間管理事業を活用した合意形成活動が、担い手への農地集積に効果的であったという評価をしております。

29ページをご覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。平成30年度の目標及び実績について、参入目標は2経営体、参入目標面積は20haでしたが、参入実績は7経営体、53.33haと参入実績、参入実績面積とも目標を大きく上回りました。

関係各機関のネットワークが機能し、参入者への必要な情報提供等の適切な支援が行われたものと評価をしております。

30ページをご覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価であります。平成30年度の目標及び実績について、解消目標を100haとしたところ、解消実績は105haと達成状況は105.00%でありました。

主な解消理由は、農地への再生が91ha、荒廃農地化が14haであり、農地への再生面積が多かったのは評価できるところであります。

31ページをご覧ください。

Ⅴ、違反転用への適正な対応についてであります。農地パトロールなどの結果、違反転用農地は確認されなかったところあります。

32ページをご覧ください。

VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については、農業委員及び農地利用最適化推進委員と事務局職員により、申請書類の確認、現地調査などを行い総会で審議し、その結果は市のホームページで公表しているところであります。

33ページをご覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応であります。提出の遅れる法人があることから、督促をして報告の指導を行っております。

情報の提供等については、賃借料情報、農地の権利移動の状況等適切に公表、報告しているところであります。

34ページをご覧ください。

VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当がなかったところであります。

VIII、事務の実施状況の公表については、総会の議事録及び活動計画の点検・評価について、市のホームページにより公表しているところであります。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、一関市長に「農地利用の最適化の推進に関する意見書」の提出をしたところであります。

議案第78号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で「議案第78号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第78号 平成30年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第78号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第79号 令和元年度一関市農業委員会の目標及び

局長

その達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

35ページをご覧ください。

議案第79号 令和元年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についてをご説明いたします。

これは、平成30年度の実績と評価を基に、令和元年度の農業委員会の活動方針及び活動計画について、議決を求めるものであります。

36ページをご覧ください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画であります。I、農業委員会の状況については、農家・農地等の概要、農業委員会の現在の体制でありますので、お目通しいただきたいと思っております。

37ページをご覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化であります。令和元年度の目標集積面積を9,790ha、うち新規集積面積を128haとしております。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、令和元年度の目標を2経営体、参入目標面積を20haとしております。

38ページをご覧ください。

IV、遊休農地に関する措置については、令和元年度の遊休農地の解消目標面積を100haとしております。

農地利用最適化推進業務は、農業委員会の重点業務に位置づけられておりますが、以上の担い手への集積面積、新規参入の経営体、遊休農地の解消面積の目標については、昨年の実績等を加味しながら、現実的かつ積極的な目標を設定したものであります。

V、違反転用への適正な対応については、農地パトロールを実施し、違反転用の確認を引き続き強化していくこととしております。

議案第79号の説明は以上であります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

以上で「議案第79号」の説明を終わります。

審議願います。

質疑ございませんか。

10番
佐藤 和威治 委員

38ページの遊休農地に関する現状、それから遊休農地面積、この関係について、一つは遊休農地の面積が589ha、管内の農地面積18,788ha、単純に引くと18,200ではなくて18,199になりますが、これは四捨五入の関係でしょうかというのが1点です。

それから、このような考え方で処理をしていくと、遊休農地がなくなった段階で管内の農地面積は18,200haは遊休農地面積分だけ減っていくという考え方なのでしょうか。

その2点の確認をお願いします。

局 長

まず1点目ではありますが、38ページのIVの遊休農地に関する措置の管内の農地面積を18,788haとしております。

委員ご指摘のとおり、18,200haに遊休農地面積を足せば18,789haでありますから、1haが合わないという形でございます。これは委員ご指摘のとおり、589haは小数点以下を四捨五入した数字であり、結果このようになったものであります。ご指摘のように誤解を生むと思われまますので、訂正について考えたいと思います。

それから2点目ではありますが、遊休農地の割合を出す際には、管内の耕地面積に遊休農地面積をプラスし算出します。算出方法の問題でありますので、実際の耕地面積は18,200haで変わりありませんので、遊休農地がなくなれば農地が減ることにはならないと考えているところでございます。

以上であります。

議 長

数字のやりくりで、このようになるということです。

ほかにございませつか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第79号 令和元年度一関市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第79号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第10回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

| ご苦労さまでした。
(午後 3 時17分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員